

福 山 市  
福山市上下水道局 告示第1号  
福山市民病院

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、2025年度（令和7年度）及び2026年度（令和8年度）において、福山市、福山市上下水道局及び福山市民病院が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定める。

2024年（令和6年）9月30日

福 山 市 長 枝 広 直 幹

福山市上下水道事業管理者 小 川 政 彦

福山市病院事業管理者 高 倉 範 尚

1 入札参加資格

別表第1左欄に掲げる入札参加資格の区分ごとに、法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）に規定する項目を総合的に審査する。

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第167条の4第1項に規定する入札参加資格の制限を受けている者

イ 別表第1右欄に掲げる建設工事の種類について法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記1で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者

エ ウの経営事項審査を受けている者で、工事種別年間平均完成工事高がない者

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに福山市に納付すべき市税の滞納がある者

カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

キ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は福山市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。

ク プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ケ 次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出の義務を履行していない者

（ア）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（イ）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（ウ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

## （2）申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（福山市及び広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。）により行うものとする。

### ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を福山市及び広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類（第3項及び第7項から第17項までのものを除く。）は、別に広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号。以下「建設産業課」という。）に持参又は郵送等により提出し、かつ、別表第2各項の添付書類（第4項から第6項までのものを除く。）は別に福山市建設局建設管理部建設政策課（福山市東桜町3番5号。以下「建設政策課」という。）に持参又は郵送等により提出するものとする。

### イ 申請期間

（ア）2024年（令和6年）11月1日（金）から同月22日（金）までに電磁的記録を福山市及び広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、同月29日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参又は郵送等により建設産業課及び建設政策課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。ただし、福山市長、福山市上下水道事業管理者及び福山市病院事業管理者が特に必要と認める場合は、2024年（令和6年）11月1日（金）から同月22日（金）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）に規定する市の休日を除

く。)の期間に、入札参加資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を建設政策課に持参して申請を行うものとする。

(イ) 追加申請期間

別に告示する。

### 3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

### 4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、2025年度(令和7年度)及び2026年度(令和8年度)において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、2027年度(令和9年度)以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までの間は、入札参加資格審査の申請をすることができない。

### 5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から2027年(令和9年)3月31日まで有効とする。ただし、2027年(令和9年)4月1日以降においても2027年度(令和9年度)の入札参加資格の認定が行われていないときは、2027年度(令和9年度)の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

### 6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて福山市長、福山市上下水道事業管理者及び福山市病院事業管理者が定める。

別表第1

| 入札参加資格の区分       | 許可を受けていることが必要な建設工事の種類 |
|-----------------|-----------------------|
| 土木一式工事          | 土木一式工事                |
| プレストレストコンクリート工事 | 土木一式工事                |
| 建築一式工事          | 建築一式工事                |
| 大工工事            | 大工工事                  |
| 左官工事            | 左官工事                  |
| とび・土工・コンクリート工事  | とび・土工・コンクリート工事        |
| 法面処理工事          | とび・土工・コンクリート工事        |
| 石工事             | 石工事                   |
| 屋根工事            | 屋根工事                  |
| 電気工事            | 電気工事                  |
| 管工事             | 管工事                   |
| タイル・れんが・ブロック工事  | タイル・れんが・ブロック工事        |
| 鋼構造物工事          | 鋼構造物工事                |
| 鋼橋上部工事          | 鋼構造物工事                |
| 鉄筋工事            | 鉄筋工事                  |
| 舗装工事            | 舗装工事                  |
| しゅんせつ工事         | しゅんせつ工事               |
| 板金工事            | 板金工事                  |
| ガラス工事           | ガラス工事                 |
| 塗装工事            | 塗装工事                  |
| 防水工事            | 防水工事                  |
| 内装仕上工事          | 内装仕上工事                |
| 機械器具設置工事        | 機械器具設置工事              |
| 熱絶縁工事           | 熱絶縁工事                 |
| 電気通信工事          | 電気通信工事                |
| 造園工事            | 造園工事                  |
| さく井工事           | さく井工事                 |
| 建具工事            | 建具工事                  |
| 水道施設工事          | 水道施設工事                |
| 消防施設工事          | 消防施設工事                |
| 清掃施設工事          | 清掃施設工事                |
| 解体工事            | 解体工事                  |

別表第2

| 添付書類                 | 備考   | 申請者の区分 |      |
|----------------------|--|--------|------|
|                      |  | 市内業者   | 市外業者 |
| 1 受付票                | 書面申請の場合であって、書類を郵送により提出する場合は、第9項に定める書類のほかに、切手110円を貼付した受付票の返信用封筒（長形3号封筒に限る。）を提出すること。<br>なお、返信用封筒の提出がない場合は、受付票の返送は行わないものとする。                            | ○      | ○    |
| 2 建設業許可証明書又は建設業許可通知書 | 法第3条第1項の規定により許可されていることを証する書面の写し  | ○      | ○    |
| 3 経営事項審査の総合評定値通知書    | 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査に係る建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。ただし、2023年（令和5年）4月1日以降に審査基準日が到来し、規則第18条の2に規定する有効期限内のもので、かつ、最新のものとする。 | ○      | ○    |
| 4 完納証明書              | 福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの（原本に限る。）。ただし、主たる営業所を福山市外に有する者で福山市に納税義務のない者を除く。  | ○      | △    |
| 5 納税証明書              | 国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書「その3」（未納の税額がないこと用）（「その3の2」及び「その3の3」でも可）（写しでも可）  | ○      | ○    |
| 6 営業所一覧表             | 主たる営業所を福山市外に有する者で、福山市との契約締結権限を有する最寄りの営業所について提出すること。  |        | △    |
| 7 委任状                | 代表取締役等から支店長等に対する委任事項が記載されたもの   |        | △    |
| 8 技術職員名簿             | 直近に受審した経営事項審査に係る、規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿の写しに、朱書で加除訂正を行い申請日現在の状況を示したもの   | ○      |      |
| 9 認定通知書送付用封筒         | 長形3号封筒（会社名等の入っていないもの）に切手110円を貼付。宛名は記入しないこと。  | ○      | ○    |
| 10 専任技術者調書           |  | ○      |      |
| 11 工事経歴書             | 直近に受審した経営事項審査の際に添付した工事経歴書（規則別記様式第2号）の写しで申請業種に係るもの  | ○      |      |
| 12 営業用機械器具調書         |  | ○      |      |
| 13 印鑑証明書             | 原本に限る。   | ○      | ○    |
| 14 使用印鑑届             | 実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。  | △      | △    |
| 15 登記事項証明書           | 法人のみ提出すること（写しでも可）。   | △      | △    |
| 16 誓約書               |  | ○      | ○    |
| 17 誓約書2              |  | △      |      |

- 注1 ○印は、提出を必要とするものを示す。△印は、該当する者のみ提出を必要とするものを示す。
- 注2 添付書類については、入札参加資格審査を申請する日を基準日として作成し、第2項に定める書類のうち建設業許可証明書、第4項、第5項、第13項及び第15項に定める書類については、入札参加資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
- 注3 第2項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第1号及び別表の建設業許可申請書の写しで代えることができるものとする。
- 注4 第3項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、営業譲渡又は会社分割（以下「合併等」という。）を行い、合併時、譲渡時又は分割時（以下「合併時等」という。）に経営事項審査（以下「特殊経審」という。）を受けた場合には、合併時等の日をいう。特殊経審又は合併時等一期経審（合併時等以降初めての事業年度終了の日を審査基準日とした経営事項審査をいう。）の総合評定値通知書の写しを提出する場合には、合併等の状況によっては、工事種別年間平均完成工事高等が認められない場合があるので、申請時に必ず特殊経審又は合併時等一期経審の総合評定値通知書の写しである旨を申し出ること。  
なお、本文2(2)イ(ア)に定める期間に申請を行うもので、主たる営業所を福山市内に有する者は、規則別記様式第25号の14の総合評定値請求書（別紙1、別紙2及び別紙3を含む。）の写しで中国地方整備局長又は広島県知事が受付済みであることを証したものと及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しで代えることができるものとする。この場合、第17項に定める書類を添付すること。  
また、総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。
- 注5 第8項に定める書類については、規則別記様式第25号の14に定める項目の全てについて記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。  
なお、追加した者については当該資格を証する書面及び雇用関係の確認できる書面を添付すること。
- 注6 建設政策課に提出する添付書類は全てA4ファイルに綴るものとする。市内業者は黄色、市外業者は水色とし、表紙及び背表紙に会社名を記載すること。